

◎新潟県告示第1013号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級、3級水準測量）
- 2 作業期間 令和6年8月30日から令和7年1月21日まで
- 3 作業地域 新発田市弓越、北蒲原郡聖籠町大字三賀 地内 他